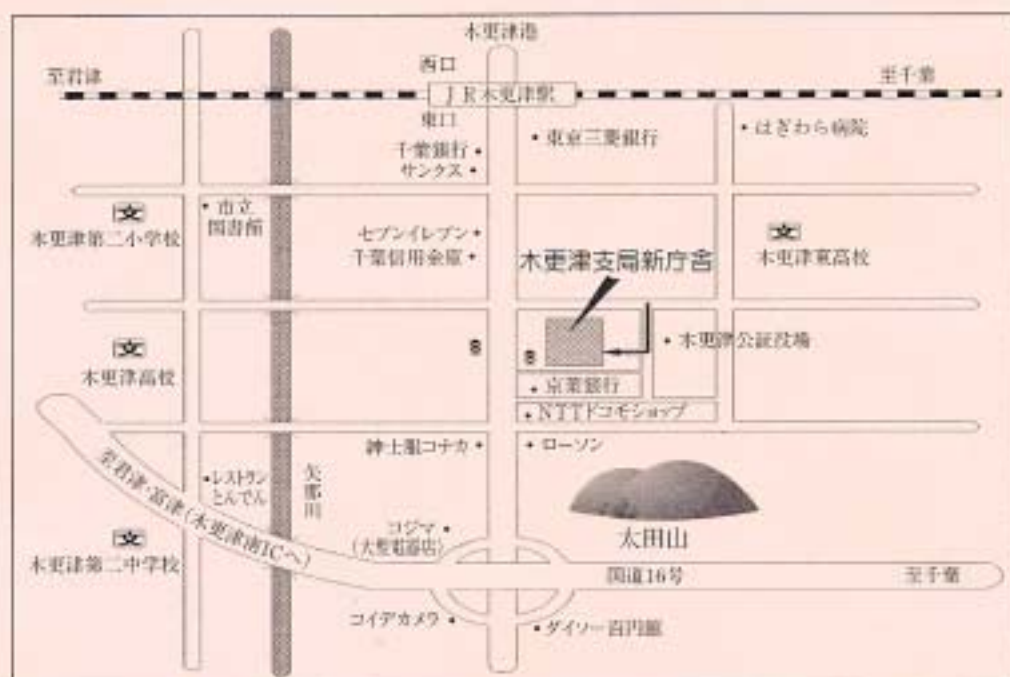


法務局からのお知らせ

平成17年9月26日(月)をもって、当局木更津支局は下記に移転します。
また、当局富津出張所及び君津出張所で取り扱っている登記事務は、平成17年9月26日(月)から木更津支局において取り扱うこととなりましたのでお知らせします。

開設以来、富津出張所及び君津出張所に対して賜りましたこれまでの御支援に感謝申し上げますとともに、今後は木更津支局に対しましても同様の御支援をお願いいたします。
木更津支局の新所在地は次のとおりです。

新所在地 〒292-0057 木更津市東中央3丁目1番7号
名称 千葉地方法務局木更津支局
電話番号 0438-22-2531 (変更ありません)



- ※交通手段
1. JR内房線「木更津」駅東口から 徒歩 10分
 2. 木更津駅東口からバス3分「駅前通り」下車 (全ルート停車)、バス停正面
 3. 東京方面からは、館山自動車道木更津北ICから木更津市街方面へ車20分
 4. 館山方面からは、館山自動車道木更津南ICから木更津市街方面へ車20分

また、木更津支局での富津市及び君津市の会社・法人の登記事務は、統合(平成17年9月26日)後、順次コンピュータで処理することになります。

コンピュータ化により変更となる主な事務処理は次のとおりです。

- ・登記簿謄本・抄本に代わり「登記事項証明書」を発行します。(1通 1,000円)
- ・登記簿の閲覧制度は廃止となり、代わりに「登記事項要約書」を発行します。(1登記記録 500円)

※詳しくは、木更津支局にお尋ねください。

木更津支局連絡先：0438-22-2531

千葉地方法務局